

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2018-147832(P2018-147832A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2017-44369(P2017-44369)

【国際特許分類】

H 01 M	2/26	(2006.01)
H 01 M	2/08	(2006.01)
H 01 M	2/34	(2006.01)
H 01 G	11/74	(2013.01)
H 01 G	11/84	(2013.01)

【F I】

H 01 M	2/26	A
H 01 M	2/08	A
H 01 M	2/34	B
H 01 G	11/74	
H 01 G	11/84	

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月27日(2019.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極体と、

前記電極体を収容する容器と、

前記容器に固定される電極端子と、

前記電極体のタブ部と前記電極端子とを電気的に接続する集電体とを備え、

前記集電体は、前記電極端子が固定される端子固定部と、前記タブ部が接合されるタブ接合部とが、前記容器の内面に沿って並んで配置されており、前記端子固定部と前記タブ接合部との間に展開痕跡を有している

蓄電素子。

【請求項2】

前記集電体と前記容器との間に介在する絶縁部材を備える

請求項1に記載の蓄電素子。

【請求項3】

前記タブ接合部の前記容器に対する浮きを抑制する浮き抑制部を備える

請求項1または2に記載の蓄電素子。

【請求項4】

前記浮き抑制部は、前記タブ接合部に引っかかる爪である

請求項3に記載の蓄電素子。

【請求項5】

前記集電体と前記容器との間に介在する絶縁部材を備え、

前記浮き抑制部は前記絶縁部材に形成されている

請求項 4 に記載の蓄電素子。

【請求項 6】

電極端子が固定される端子固定部と、電極体のタブ部が接合されるタブ接合部とを有し、前記端子固定部と前記タブ接合部との間で折り曲げられた集電体を、容器に固定する際に、

前記端子固定部を前記電極端子とともに前記容器に固定した後に、前記タブ接合部に対して前記電極体のタブ部を接合してから、前記集電体を展開する

蓄電素子の製造方法。